

知立市
ユニバーサルデザイン推進計画
重点整備地区整備計画

2019年3月

知 立 市

目 次

第1部 知立市ユニバーサルデザイン推進計画

第1章 計画の考え方	1
(1) 本計画の役割と位置づけ	1
(2) 計画の期間	2
第2章 計画の理念・目標	3
(1) 基本理念	3
(2) 基本目標	4
(3) 施策体系	5
第3章 施策の各論（具体的事業・施策）	6
(1) ユニバーサルデザインの意識づくり	6
1. 普及活動の推進	6
2. ユニバーサルデザイン教育の推進	6
(2) すべての人が暮らしやすく安全で安心なまちづくり	8
1. 総合的なまちづくり	9
2. 公共施設等の整備	9
3. 公共交通環境の整備	10
4. 歩きやすい道路整備	10
5. 駅・駅周辺のまちづくり	11
6. いろいろな人にとって便利な環境づくり	12
7. 安全と安心を確保するまちづくり	12
(3) すべての人に分かりやすいサービス・情報づくり	13
1. 総合的な情報提供	13
2. 分かりやすい案内表示の設置	13
3. 行政情報のユニバーサルデザイン化	14
第4章 計画の推進体制	15

第2部 知立市ユニバーサルデザイン重点整備地区整備計画

第1章 計画の考え方	16
(1) 計画の役割と位置づけ	16
(2) 計画の期間	16
(3) 重点整備地区について	17
第2章 重点整備地区整備計画	18
(1) 重点整備地区整備計画	18

第一部

知立市ユニバーサルデザイン推進計画

第1章 計画の考え方

(1) 計画の役割と位置づけ

本計画は、「知立市ユニバーサルデザイン基本計画」をもとに、知立市におけるユニバーサルデザイン推進のための手順と事業を具体的に示すものです。

また、他のユニバーサルデザイン関連計画の役割とは以下のように整理します。

知立市ユニバーサルデザイン基本計画

計画の前提条件、位置づけやユニバーサルデザインに関する現状・課題を整理し、基本理念や施策の方向性を示します。

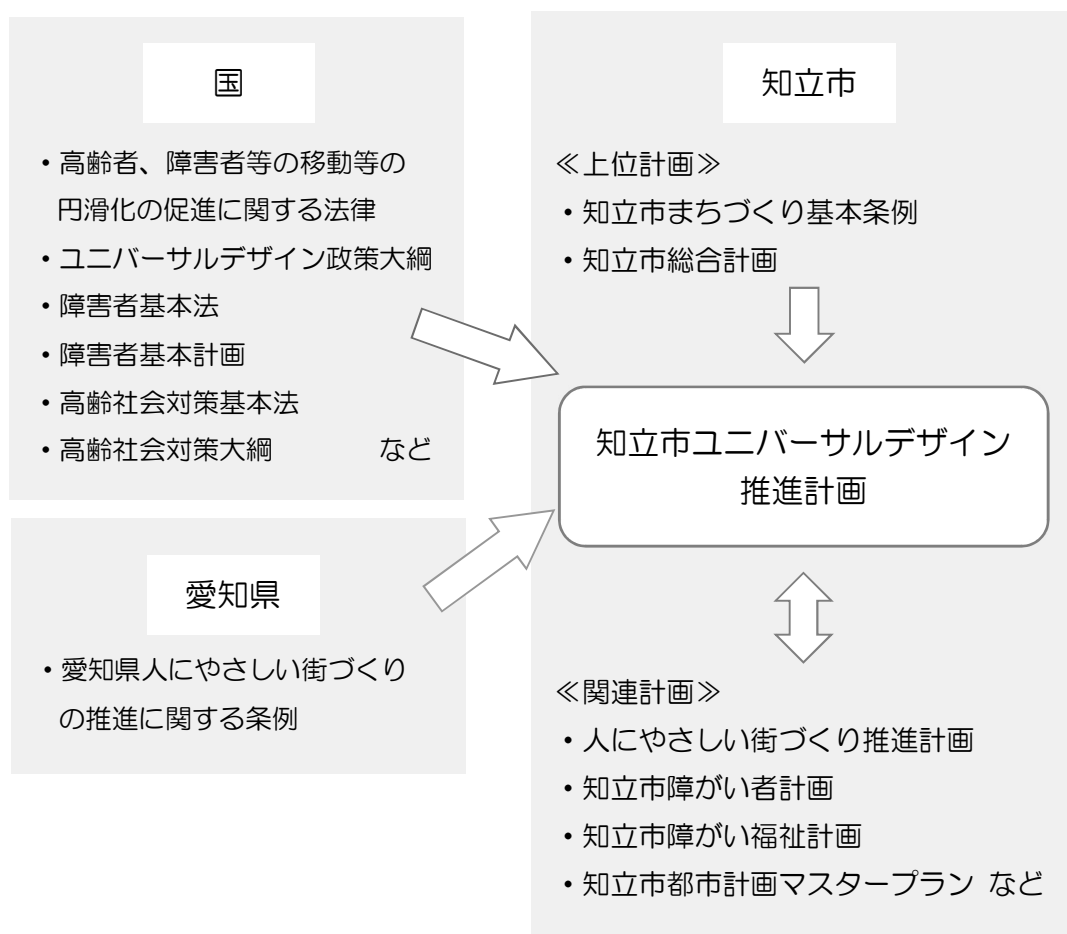
知立市ユニバーサルデザイン推進計画

基本計画をもとに、ユニバーサルデザイン推進のための手順と事業を具体的に示します。

知立市ユニバーサルデザイン重点整備地区整備計画

ユニバーサルデザイン事業をモデル的に示す重点整備地区の整備計画を示します。

また、本計画に関する、国、県及び市の法制度や関連計画は下図のとおりです。



(2) 計画の期間

計画の期間は、2028 年度までの10か年とします。また、2024 年度を中間年度、2028 年度を最終年度とします。

2019 年度		2028 年度	
基本計画	『 思いやりのカタチ  魅力ある知立 』 ～すべての人が暮らしやすい温かなまちづくり～		
	推進計画・ 重点整備地区 整備計画	前 期 2019 年度～2023 年度	後 期 2024 年度～2028 年度

第2章 計画の理念・目標

本計画は、「知立市ユニバーサルデザイン基本計画」と同じ基本理念・目標のもとに具体的な事業を計画・推進します。

(1) 基本理念

ユニバーサルデザインは、空間や環境面等の整備といったハード面の実務と心の結びつきやサービス・情報提供といったソフト面の両方により成り立つものです。

これらを踏まえて、本計画の基本理念は次のように定めます。

『 **思いやりのカタチ**  **魅力ある知立** 』
～すべての人が暮らしやすい温かなまちづくり～

『**思いやりのカタチ**』……空間・環境面（ハード面）の整備等

『**魅力ある知立**』……心の結びつきやサービス・情報の提供（ソフト面）等

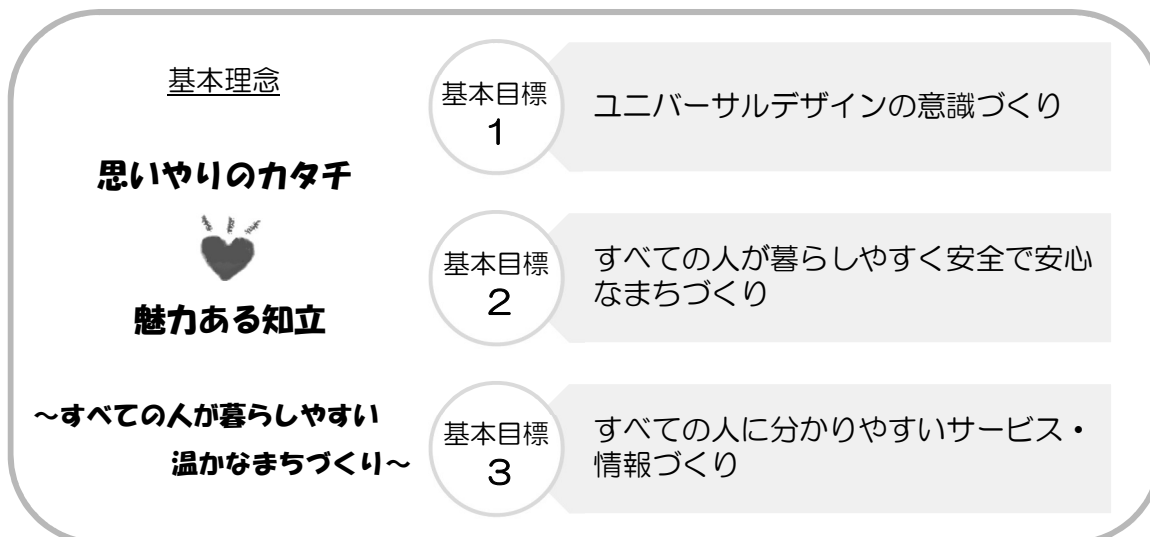
『  』……ハード面とソフト面を
（ハート＝心・気持ち）でつなぐ

また、ユニバーサルデザインを推進し、すべての人が暮らしやすいと感じるまちづくりを進めていくことを念頭に、サブテーマを「すべての人が暮らしやすい温かなまちづくり」と設定しました。

知立市では、この基本理念を実現できるよう、ユニバーサルデザインの推進を図っていきます。

(2) 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、次に掲げる3項目を基本目標として具体的な施策に取り組んでいきます。



基本目標1 ユニバーサルデザインの意識づくり

行政はもちろん、市民や事業者がユニバーサルデザインの考え方を理解し、それぞれの活動を通じて、まちづくり、ものづくり、人づくり等に取り組んでいくことができるよう、皆さんへの普及啓発を図っていきます。

家庭、地域、学校等においては、相手を思いやる心を醸成し、それを実践できる意識の教育に取り組みます。

基本目標2 すべての人が暮らしやすく安全で安心なまちづくり

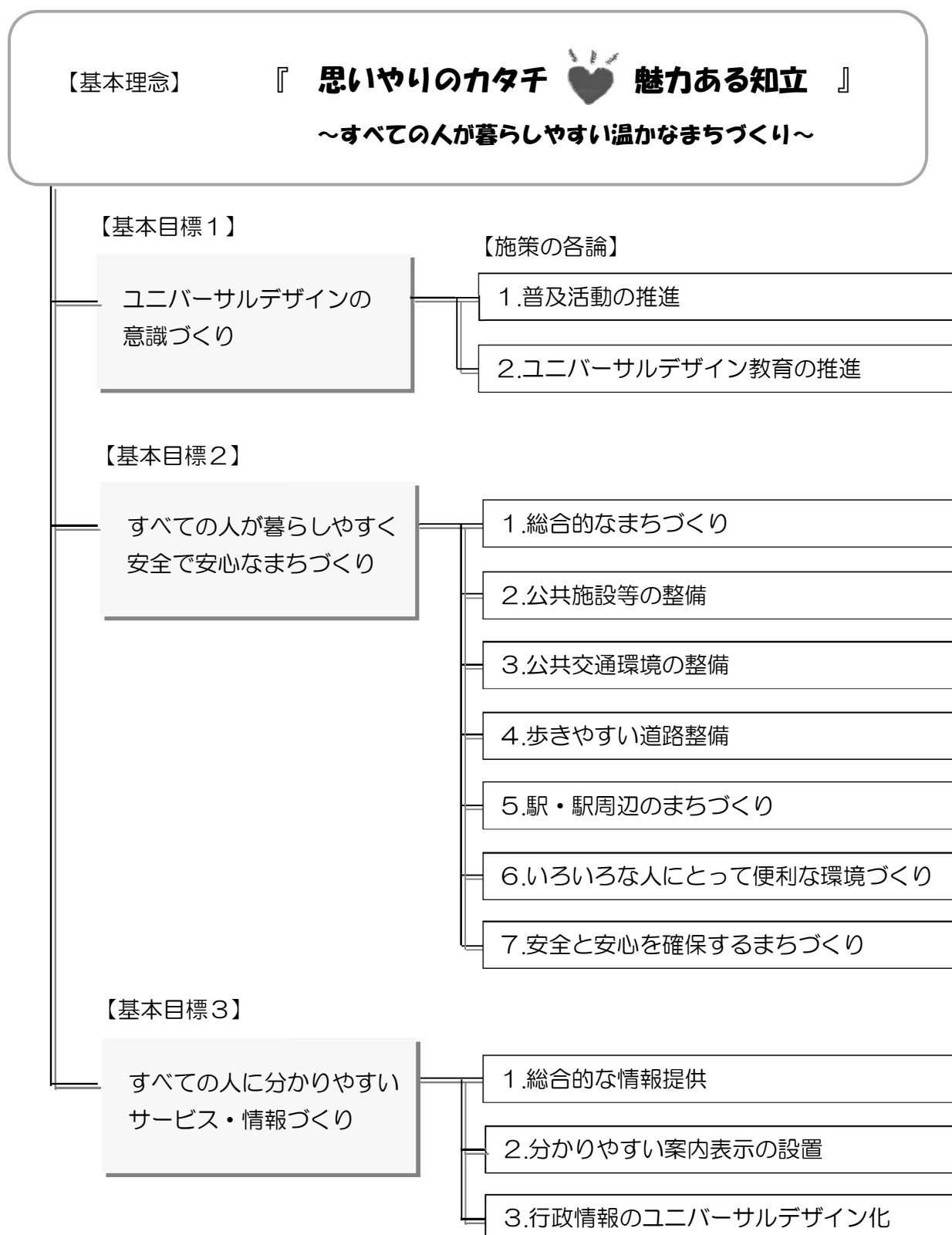
まちづくり等の基盤整備を行う際には、ユニバーサルデザインの視点に立った計画とし、すべての市民に快適となるよう、配慮のあるまちづくりを進めていきます。

人の動作には幅があることから、高齢や障がいのため体の自由がきかない人や、大きな荷物を抱えた人、乳幼児と一緒にいる人等、人によって異なる動作の正確さ、安定性、寸法、速度に配慮した設計を行っていきます。また、快適さや美しさをも備えたさりげないデザインの実現を図っていきます。

基本目標3 すべての人に分かりやすいサービス・情報づくり

行政であっても、民間であっても、利用される人の特性や差異に応じたコミュニケーション手段を取ることによって要望を十分に把握し、多様できめ細かく、満足していただけるサービスの提供を目指していきます。

(3) 施策体系



第3章 施策の各論（具体的事業・施策）

ここでは、施策体系に基づき、個別の具体的事業・施策を掲げています。

（１）ユニバーサルデザインの意識づくり

【基本目標１】

ユニバーサルデザインの
意識づくり

【施策の各論】

1.普及活動の推進

- 基本計画の概要版を作成・配布
- 企業・商工会等への啓発

2.ユニバーサルデザイン教育の推進

- ユニバーサルデザイン出前講座の開催
- 学校でのユニバーサルデザイン教育
- ユニバーサルデザイン情報の共有

1. 普及活動の推進

ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりに対する意識の定着を図るため、さまざまな機会を捉えて一人ひとりの状況に応じた適切な情報発信や学習機会の提供を行い、ユニバーサルデザインに関する意識の啓発を図ります。

施策の 各論	具体的な施策・事業
普及活動の 推進	①啓発パンフレットを作成し、市民や事業者に配布します。 ・基本計画の概要版を作成し、配布します。
	②企業や商工会等へ、ユニバーサルデザインの普及活動を働きかけます。 ・事業所など団体に対し、ユニバーサルデザインの出前講座を実施します。

2. ユニバーサルデザイン教育の推進

市民のユニバーサルデザインに対する理解が進むよう、多様な価値観を受け入れ、他者への思いやりやお互いを尊重し合う気持ち、お互いに補い合う心を醸成する教育に取り組みます。

施策の 各論	具体的な施策・事業
ユニバーサルデザイン教育の推進	①ユニバーサルデザイン出前講座を実施します。 ・出前講座等で使用する「ユニバーサルデザイン整備事例、商品事例」などの情報収集に努めます。 ・事例資料を交えたイメージしやすいユニバーサルデザイン講座を開催します。
	②学校教育の場で、ユニバーサルデザイン教育を取り入れていきます。 ・ユニバーサルデザイン教育用ツールを作成し、学校教育の場で活用します。
	③市職員を中心としたユニバーサルデザインの知識を深める活動を行います。 ・市の関連計画と連携を図り、市職員間の情報共有に努めます。

(2) すべての人が暮らしやすく安全で安心なまちづくり

【基本目標2】

すべての人が暮らしやすく
安全で安心なまちづくり

【施策の各論】

1.総合的なまちづくり

- ユニバーサルデザインの考え方に基づく各種まちづくり計画等の策定
- 市民との協働によるまちづくりの推進

2.公共施設等の整備

- ユニバーサルデザインに配慮した施設づくり
- 民間施設への働きかけ

3.公共交通環境の整備

- ノンステップバスの導入の促進
- ユニバーサルデザインタクシー車両の導入の促進

4.歩きやすい道路整備

- 適切な幅のある歩道づくり
- 段差のない歩道づくり
- 障害物のない歩道づくり

5.駅・駅周辺のまちづくり

- 知立駅のユニバーサルデザイン化
- 自動車等の乗り換えのスムーズ化
- 自転車置き場の充実
- 電線の地中化
- 駅前広場の総合的整備

6.いろいろな人にとって便利な環境づくり

- 情報障害者に対する付帯設備の整備
- 高齢者、車いす使用者等に対する付帯設備の整備
- オストメイト対応トイレの整備

7.安全と安心を確保するまちづくり

- 防犯性の高い公園等の整備
- 地域における犯罪情報等の提供

1. 総合的なまちづくり

まちづくり全般においてユニバーサルデザインを推進し、魅力ある社会環境の実現と地域の活性化を目指します。

施策の 各論	具体的な施策・事業
総合的なまちづくり	①都市計画マスタープランをはじめとした各種まちづくりの計画等にユニバーサルデザインの考え方を盛り込みます。 ・ユニバーサルデザイン推進計画等、各種計画の策定に努めます。
	②地域に関わる多様な立場の人々の協働によるまちづくりを推進していきます。 ・様々な市民の意見聴取によるまちづくりを進めます。 ・「知立市人にやさしい街づくり推進協議会」を活用します。

2. 公共施設等の整備

ユニバーサルデザインの考え方を基本とし、新規施設の整備や既存施設の改修等を行います。

施策の 各論	具体的な施策・事業
公共施設等の整備	①今後整備する市の施設については、設計の段階からユニバーサルデザインに配慮して整備を進めます。 ・ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備に努めます。
	②ショッピングセンター、銀行、病院等、多くの人々が利用する施設について、誰もが安心してスムーズに移動でき、利用しやすくなるような整備について働きかけます。 ・愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」、同「整備指針」の普及・活用に努めます。

3. 公共交通環境の整備

利用者の声を十分に受け入れ、誰もが安全で円滑に移動できる公共交通環境の整備を目指します。

施策の 各論	具体的な施策・事業
公共交通環境の整備	①コミュニティバスのノンステップバス化を進めます。 ・ミニバスへのノンステップバスの導入を進めます。 ・関係事業者との懇談会を実施します。
	②ユニバーサルデザインタクシー車両の導入を関係事業者に働きかけ、高齢者や障がいのある人が移動しやすい環境の整備を促進します。 ・関係事業者との懇談会を実施します。

4. 歩きやすい道路整備

誰もが安心して通行できる歩道の整備や歩道の段差・勾配の改善、交差点改良等、道路交通安全施設の改善整備を図り、快適な歩行空間を形成します。

施策の 各論	具体的な施策・事業
歩きやすい道路整備	①安全な歩行や自転車走行ができるよう、適切な幅のある歩道を作ります。 ・重点整備地区整備計画によるモデル整備を実施します。
	②段差が支障にならないように、歩道を計画します。 ・重点整備地区整備計画によるモデル整備を実施します。 ・市内幹線道路の設計・施工において反映します。
	③歩行者等の安全な移動を確保するために、歩道上に障害物を置かないよう意識啓発を図ります。 ・歩道上に障がいとなる不法占拠物件が置かれないよう啓発を図ります。

5. 駅・駅周辺のまちづくり

身体的な負担が少なく、連続性が確保され、円滑かつ安全に移動できるような駅・駅周辺整備を推進します。

施策の 各論	具体的な施策・事業
駅・ 駅 周 辺 の ま ち づ く り	①名鉄知立駅については、連続立体交差事業に伴い、さらに使いやすくなるよう、乗降場所の段差解消等について、事業者への働きかけを行っていきます。 ・ 関連部署や関係事業者との協議を検討します。
	②駅前広場へのバス、タクシー、一般車等の乗り入れがスムーズになるよう計画します。 ・ 関連部署や関係事業者との協議を検討します。
	③自転車置場を充実させ、公共交通機関への乗り継ぎをスムーズにします。 ・ 関連部署や関係事業者との協議を検討します。
	④電線地中化を推進し、通行しやすい環境をつくれます。 ・ 駅周辺幹線道路の電線地中化の整備計画を策定します。
	⑤利用者が簡単に乗り継ぎできるよう、駅前広場を計画します。 ・ 関連部署や関係事業者との協議を検討します。

6. いろいろな人にとって便利な環境づくり

多くの人に心地よく快適と感じてもらえる、思いやりの環境づくりを進めます。

施策の 各論	具体的な施策・事業
いろいろな人にとって 便利な環境づくり	①音響信号機、誘導ブロック、点字つき2段手すり等の設置に努めます。 ・愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」、同「整備指針」の普及・活用に努めます。
	②高齢者、車椅子を使用している人等、誰にとっても利用しやすいエレベーター、エスカレーター、公衆電話、各種自動販売機、水飲み、手洗い、スイッチ等の設置に努めます。 ・先進事例等の調査研究に努めます。
	③多目的トイレ（オストメイト対応含む）の設置に努めます。 ・重点整備地区整備計画によるモデル整備を実施します。 ・市内事業所への普及に努めます。

7. 安全と安心を確保するまちづくり

市街地の整備にあたっては、災害や犯罪の発生を防ぐよう工夫するなど、防災や防犯の視点に基づく総合的なまちづくりを行い、市民が安全に安心して暮らすことができる都市空間の形成を図ります。

施策の 各論	具体的な施策・事業
安全と安心を確保する まちづくり	①防犯性の高い公園等の整備を推進します。 ・防犯カメラの設置や見まわり等により、公園等での安全性確保に努めます。
	②地域における防災・犯罪情報等をさらに積極的に提供していきます。 ・関連部署や事業者と実施方法等を検討します。

(3) すべての人に分かりやすいサービス・情報づくり

【基本目標3】

すべての人に分かりやすい
サービス・情報づくり

【施策の各論】

1. 総合的な情報提供

- 知立駅付近における総合的な情報発信
- 市内案内マップ等の作成

2. 分かりやすい案内表示の設置

- 見やすく分かりやすい案内表示の設置
- 知立駅から公共交通機関への案内表示
- 知立駅等での防災情報提供
- 音声案内システムの適切な設置

3. 行政情報のユニバーサルデザイン化

- 行政文書等のユニバーサルデザイン化
- ホームページにおけるユニバーサルデザインの情報提供

1. 総合的な情報提供

すべての人が行政等から発信される日常生活に関する情報を簡単に正確に入手できるように、伝達手段と媒体の特性を活かした有効な情報提供を行う方法を整備します。

施策の 各論	具体的な施策・事業
総合的な 情報提供	① 知立駅付近にてパティオ池鯉鮒・リリオコンサートホール等の催し物や、市の行事、主要施設、観光情報等が分かるよう総合的な案内をします。また、観光情報については、知立まつりをはじめとするお祭りや山車文楽とからくり等の文化を活かした情報の発信に努めます。 ・ 重点整備地区整備計画によるモデル整備を実施します。
	② 市内案内マップ等を作成し配布します。 ・ 市内の公共施設や防災情報を分かりやすくパンフレットで示します。

2. 分かりやすい案内表示の設置

多くの市民や来訪者が利用する施設の動線上の適切な箇所に、すべての人が分かりやすい施設看板等の案内表示の設置を推進します。

施策の 各論	具体的な施策・事業
分かりやすい案内表示の設置	①誰もが見やすく分かりやすい案内・誘導・規制等の案内表示を設置します。また、案内表示を見づらくするような広告・看板の規制に努めます。 誰もが見やすく分かりやすい案内・誘導・規制等の案内表示を設置します。
	②知立駅から公共交通機関への案内表示は、連続性・統一性のある表示に努めます。 案内表示を設置する際には、連続性・統一性のある表示を検討します。
	③知立駅等、多くの人が集まる場所における防災情報の提供に努めます。 徒歩帰宅支援マップ等の配布を行います。
	④音声案内システムを適切な位置に設置します。 不特定多数の人が利用する施設を所有する事業者へ普及・促進を図ります。

3. 行政情報のユニバーサルデザイン化

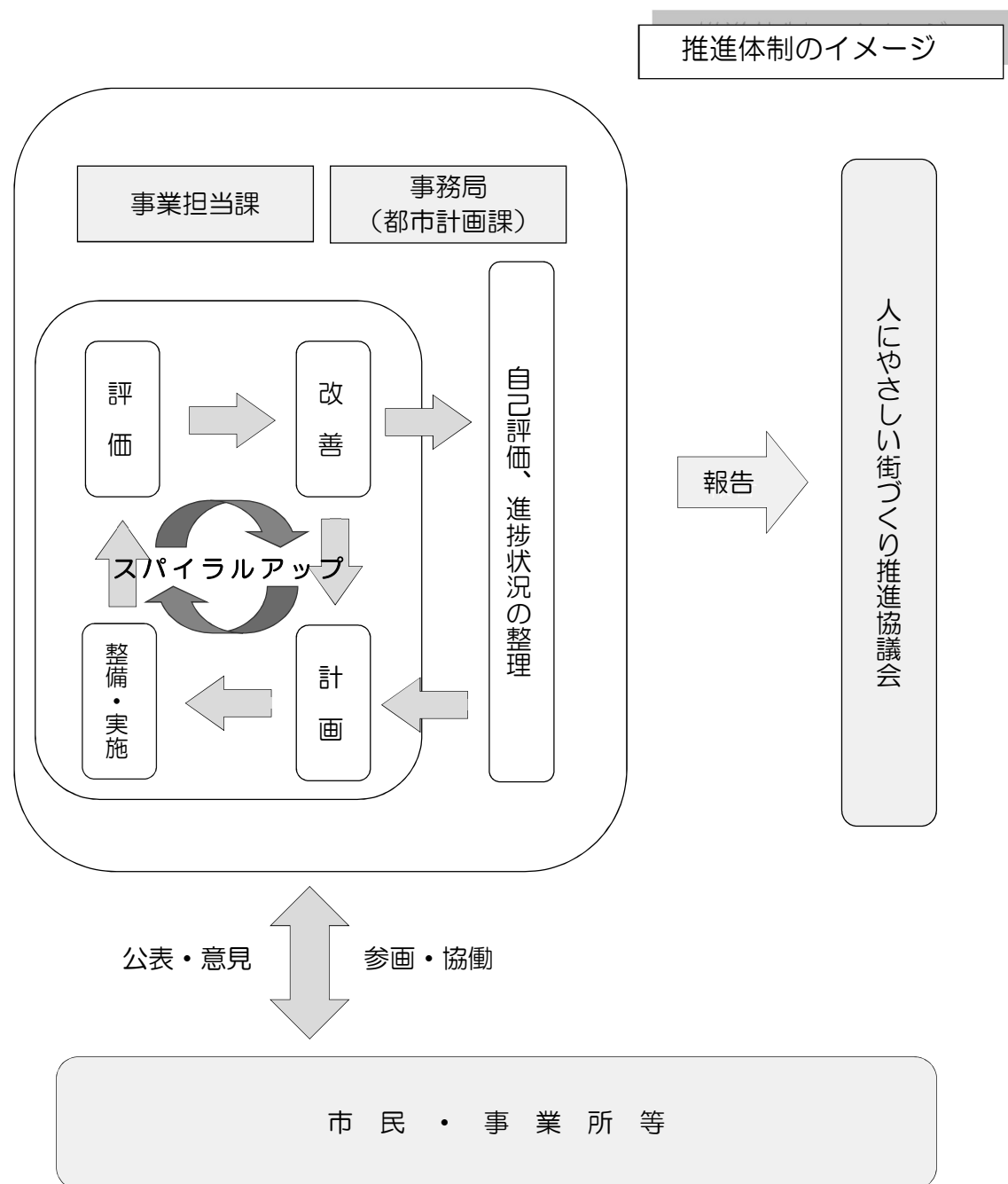
市から発信する情報は、誰もが理解できるよう分かりやすい表現に努めます。

施策の 各論	具体的な施策・事業
ユニバーサルデザインの行政情報の	①行政文書や広報について、分かりやすい表現方法、デザイン、レイアウトに配慮し、見やすい文字サイズや書体等を使用します。 - 弱視者等に配慮した行政文書や広報の作成に努めます。 - 行政文書や広報等への Uni-Voice 等の付加に努めます。
	②ホームページや広報でユニバーサルデザインの情報を幅広く提供します。 ホームページや広報においてユニバーサルデザインコーナーの活用を努めます。

第4章 計画の推進体制

本計画における事業は、各事業担当課が主となり市民や関係事業所等の参画・協働を得て実施していきます。

また、各事業は中間年度及び最終年度に評価・改善を行うとともに、実施状況等を人にやさしい街づくり推進協議会へ報告していきます。



第二部

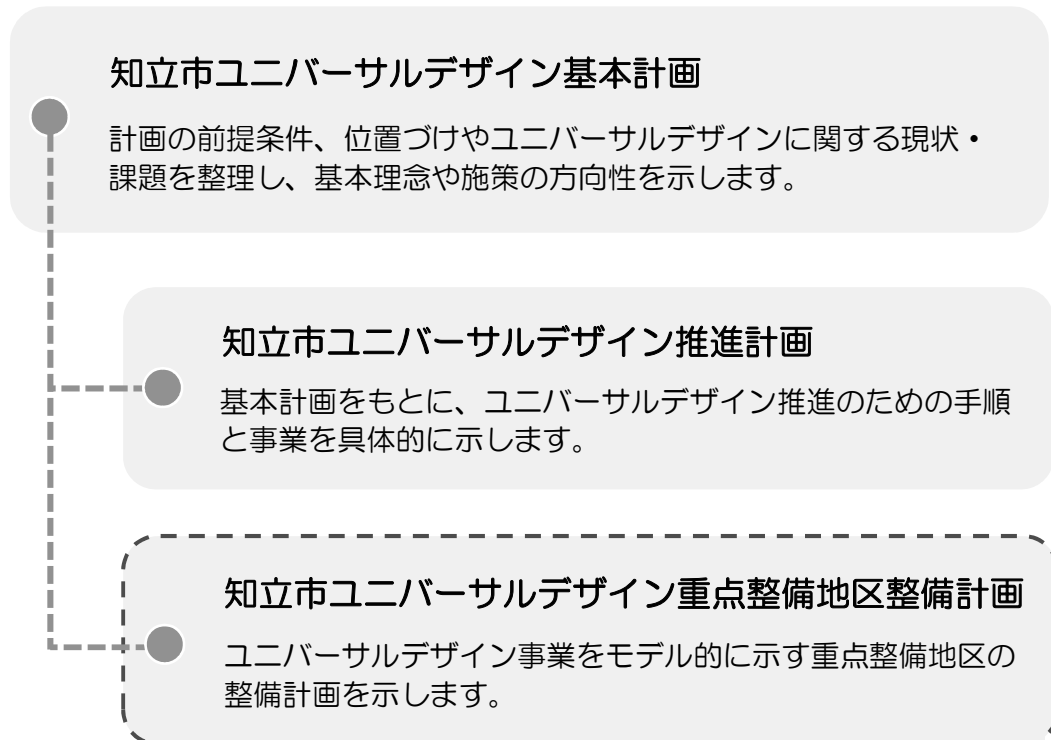
知立市ユニバーサルデザイン 重点整備地区整備計画

第1章 計画の考え方

(1) 計画の役割と位置づけ

本計画は、「知立市ユニバーサルデザイン基本計画」をもとに、モデル的に整備を図る地区を選定し、事業の方向性を示すものです。

また、他のユニバーサルデザイン関連計画の役割とは以下のように整理します。



(2) 計画の期間

計画の期間は、2028 年度までの10か年とします。また、2024 年度を中間年度、2028 年度を最終年度とします。

2019 年度		2028 年度
基本計画	『 思いやりのカタチ  魅力ある知立 』 ～すべての人が暮らしやすい温かなまちづくり～	
推進計画・ 重点整備地区 整備計画	前 期 2019 年度～2023 年度	後 期 2024 年度～2028 年度

(3) 重点整備地区について

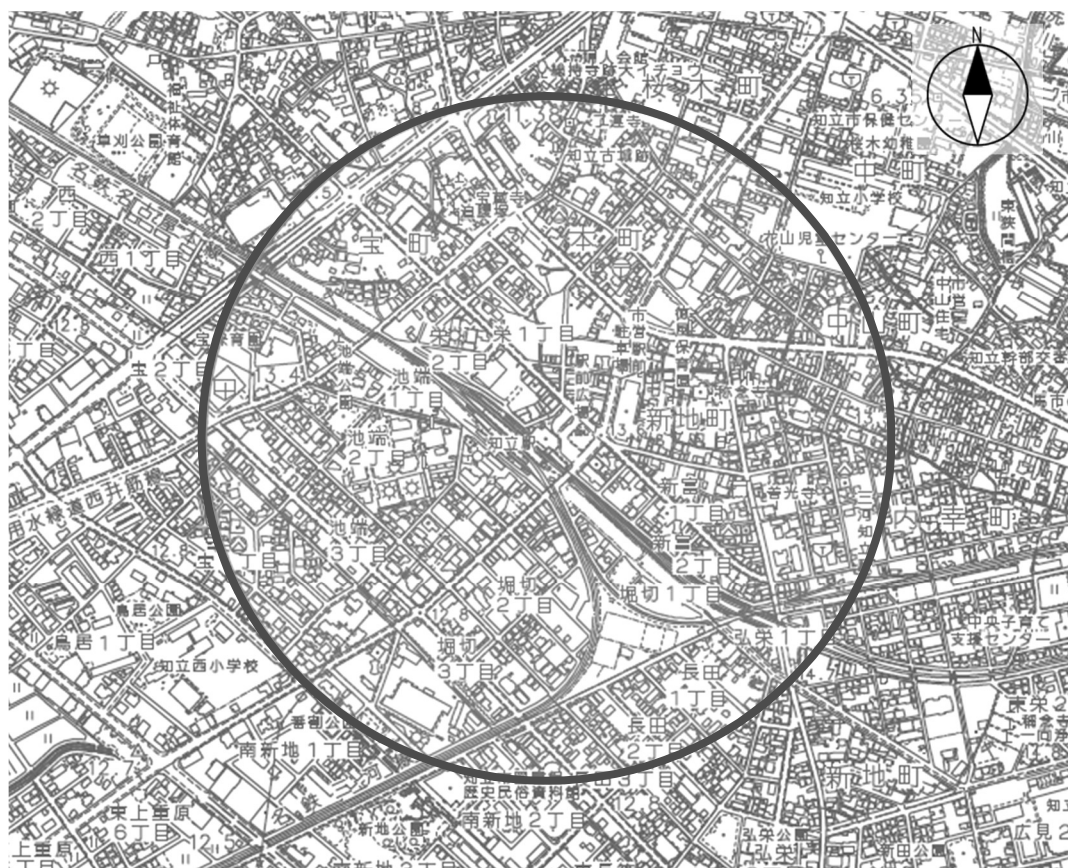
ユニバーサルデザインを総合的に進めていく中で、重点的に推進していく地区のモデルとして、ユニバーサルデザイン重点整備地区（モデル地区）を設定します。

このモデル地区については、具体的かつ比較的早期に実現可能な地区を選定することを踏まえ、次のような視点で設定します。

- 具体的な事業が計画されており、ユニバーサルデザインを積極的に取り入れる必要のある地域
- 良好な都市環境形成のため、ユニバーサルデザインの実現効果が高いと想定される地区
- 相当数の歩行者や利用者がいる、または見込まれる地区

これらの視点を踏まえて、知立駅を中心に概ね半径 500m の範囲をモデル地区に設定します。

図 1 モデル地区（知立駅周辺地区）位置図



第2章 重点整備地区整備計画

(1) 重点整備地区整備計画

重点整備地区整備計画は、第1章で示したようにユニバーサルデザイン重点整備地区において、モデル的に整備を図る事業の方向性を示すものです。

具体的な事業については、この方向性に基づき、今後実施が予定されている各種事業の中で展開していきます。

- 重点整備地区内で現在事業中の事業
 - ・ 知立駅付近連続立体交差事業
 - ・ 知立駅周辺土地区画整理事業
- 重点整備地区内で今後事業が予定されている事業
 - ・ 都市計画公園事業
 - ・ 都市計画道路事業
 - ・ 知立駅南土地区画整理事業

《建築物》

アプローチ	整備の方向性	段差のないアプローチを基本とし、愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づき、整備を図ります。
	留意点	新設建物敷地及び出入り口に段差が発生しないよう、道路計画の断面図を公開します。
駐輪場	整備の方向性	重点整備地区に新設の商業施設等には、歩行者の通行の支障とならないよう、適切な数の駐輪場を設置するよう働きかけます。
	留意点	人口増加に伴う鉄道利用者の増加を見込み、駐輪場の将来需要を考慮し、知立駅周辺駐輪場の設置計画を関係事業者と協議します。

《道路》

歩道	整備の方向性	歩行者の安全確保のため、歩道設置等歩車分離を愛知県の人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づき、整備を図ります。
	留意点	通学路や福祉施設周辺等特に歩行者の安全確保に配慮が必要な道路において、歩道設置のための十分な幅員がない場合、カラー舗装等による歩車分離を行います。
視覚障がい者等への対応	整備の方向性	主要な交差点部の歩道には視覚障がい者誘導用ブロックを、愛知県の人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づき、設置します。
	留意点	安全確保や防犯のため、交差点部等に街路灯・防犯灯を設置し、十分な照度の確保に努めます。

《駅前広場》

他交通との連絡	整備の方向性	駅利用者とは交通機関との乗り継ぎがスムーズになる動線を検討し、バス停、タクシー乗り場等を設置します。
	留意点	他交通機関との連結経路について、上屋の設置や床面表示等により適切な誘導経路を計画します。 また、他交通機関のスムーズな運行を図るため、送迎車両の停車スペースの利用者に分かりやすい案内を行います。
休憩施設	整備の方向性	休憩施設を設置する場合は、ベンチや東屋などの設置を検討します。
	留意点	雨天時にも利用できるよう上屋を設置するほか、付近に夜間の防犯対策として照明の設置を検討します。
音響案内	整備の方向性	交差点信号機、触知案内板等には、必要に応じて音響案内設備の付加を検討します。
	留意点	音響案内設備を設置する場合は、設置の目的等を付近に掲示し、視覚障がい者への理解と協力を求めます。
工事期間中の配慮	整備の方向性	工事期間中においては、う回路の掲示、誘導員の配置等十分な安全確保策を講じます。 また、仮施設、設備を設置する場合にもスロープや多目的トイレの設置などユニバーサルデザインに配慮します。
	留意点	視覚障がい者誘導用ブロックは、工事箇所にかからないよう配慮するほか、バリアフリー経路が特定される場合は、経路についてあらかじめ掲示を行います。

《公園》

出入口及び園路	整備の方向性	出入口及び園路は、車いす使用者やベビーカーの利用に支障がないよう、都市公園の移動円滑化ガイドラインに基づき設置します。
	留意点	快適な利用をすすめるため、出入り口の水平部、主要な園路、遊具及び水飲み場付近の舗装は、浸透性の舗装材等を使用します。
トイレ	整備の方向性	公園の利用者数に対応した十分な数のトイレを、愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づき、設置します。
	留意点	避難所としての活用が見込まれる場合、災害時にも使用できる仕様のトイレを設置します。
遊具	整備の方向性	障がいのある子どもにも配慮したユニバーサル遊具を設置します。
	留意点	付近のベンチから死角にならない、木陰にある等適切な遊具の配置を計画します。

《サイン》

公共施設等の案内サイン	整備の方向性	市内の公共施設、観光施設等を案内した総合案内板の設置を検討します。
	留意点	案内板には簡潔な情報提供に努め、施設の概要、交通機関等詳細な情報は、別の方法を組み合わせるなどにより必要な情報を提供します。
障がい者や外国人等への配慮	整備の方向性	主要なサインには、必要に応じてポルトガル語等の外国語の表記を付与します。 また、公共施設には、点字や音声案内を併せた案内表示板の設置を検討します。
	留意点	視覚障がい者に配慮した案内表示板を設置する場合、視覚障害者の誘導経路上に視覚誘導用ブロック等の設置を検討します。

知立市ユニバーサルデザイン推進計画
重点整備地区整備計画

発 行 知立市
〒472-8666 知立市広見三丁目1番地
0566-83-1111（代表）
発行年月 2019年3月
編 集 都市整備部 都市計画課